

令和8年度 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

この事業は、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（以下、給付金とする。）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下、促進資金とする。）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。なお、養成機関を修了し、かつ、資格取得日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間就業を継続した場合、申請により返済が免除されます。

大阪市の補助事業として、**公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会**（以下、本会とする。）が事業を行います。

1 貸付の対象者

次の要件をすべて満たす方を対象者とします。

- (1) 令和8年度（※1）に、看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、助産師、保健師、その他給付金の対象資格（※2）に関する養成機関に入学し、給付金の支給決定を受け、申請時現在も養成機関に在学していること

※1：令和7年度の本貸付事業申請受付終了後（8月以降）に入学した場合も対象とします。

※2：貸付の審査にあたっては、**対象資格が必須とされる業務**に、卒業後に就職することが見込まれるかどうかを確認します。

- (2) 促進資金の貸付申請時に大阪市内に住民登録があること
- (3) 他の都道府県で促進資金を借り受けていないこと
- (4) 介護福祉士修学資金貸付、保育士修学資金貸付、社会福祉士修学資金貸付、大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ハローワークの専門実践教育訓練給付金を受けていないこと

2 貸付額と利子

- (1) 貸付額は養成機関への入学にかかる経費として500,000円以内とします。
※貸付金の交付は、入学後の9月末頃を予定しています。（4 貸付金の交付を参照）
- (2) 貸付対象となるのは、入学金、教科書・教材費、制服等の指定品、管理運営費などです（領収書等の証拠書類必須）。授業料、実習費、諸会費などは対象になりません。
- (3) 連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとします。なお、最終償還期限までに償還されなかったときは延滞金として年3パーセントの延滞利子を徴収しますので、ご注意ください。

3 貸付の決定

提出書類を審査し、結果について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用証書等を提出していただきます。（借用証書提出時に「印鑑登録証明書」が必要です。）

4 貸付金の交付

貸付決定後に必要書類を提出していただいた後、指定口座へ振り込みます。（9月末頃予定）

5 返還の免除

促進資金の貸付を受けた方が次の各条件に該当する場合は、促進資金の返還の債務を免除します。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必須とされる業務に5年間引き続き従事したとき
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

6 貸付金の返還

「5 返還の免除」の各条件に該当しない場合、また必要な届出等を一定期間提出しなかった場合などは、貸し付けた促進資金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

7 申請方法及び提出書類

促進資金の貸付を希望する方は、事前に電話連絡のうえ提出期間内に面談日を予約し、下記書類を本会まで持参してください。(来館時、忘れず印鑑を持参してください。)

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式1)
- (2) 個人情報の取扱い及び調査同意書(様式4)
- (3) 借入希望額の内訳書及び領収書等(領収書は原本を持参。ただし、領収書のみで支出内容の詳細が確認できない場合、請求書・明細書等をあわせて提出すること。振込等で領収書が発行されない場合は、別途支出が確認できる書類による提出可)
- (4) 「大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給決定通知書」の写し
- (5) 養成機関に在籍していることを証明する書類(申請日より1ヶ月以内のもの)
- (6) 申請者の世帯全員の住民票(発行3ヶ月以内のもの)
 - ・本籍地と続柄の記載があり、個人番号の記載が無いもの
- (7) 「顔写真」「生年月日」「住所」「氏名」が記載された公的機関が発行する証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- (8) 【連帯保証人ありの場合】
 - ・連帯保証人の住民票(発行3ヶ月以内、本籍の記載あり、個人番号の記載無しのもの)
 - ・連帯保証人の前年度の収入を証明する書類(源泉徴収票、市民税・府民税証明書など)※連帯保証人は、貸付希望者と別世帯であり、20歳以上65歳以下の府・市町村民税が課税されている方1名とします。
- (9) 【連帯保証人なしの場合】
 - ・連帯保証人を立てられないこと理由書

8 申請書の提出期間・受付時間帯

【提出期間】令和8年7月1日(水)～7月31日(金)の月～金曜日(祝日を除く)

【受付時間】午前9時30分～午後4時30分

※必ず事前に電話連絡し、来所日時を予約してください

9 申請書提出先及び問合せ先

〒531-0071 大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館内

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

【お問合せ】電話 06-6371-7146(月～土 午前9時～午後5時 祝日除く)

【交通アクセス】Osaka Metro(メトロ) 御堂筋線「中津駅」から徒歩3分